

平成23年度 建設工事に係る入札・契約制度の改善

工事請負契約の入札に係る最低制限価格について

公共工事の品質確保等の適正な履行を確保する観点等から、建設工事の入札における最低制限価格について国の改正基準（中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル式）（平成20年4月改定分）を採用する。

1 適用

原則として、予定価格が130万円を超える工事

2 最低制限価格の算出方法

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の掲げる額の合計額に1千円未満を切り捨てた額とする。ただし、その額が、設計金額に100分の85を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の85を乗じて得た額とし、設計金額に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

直接工事費 × 0.95

共通仮設費 × 0.90

現場管理費 × 0.60

一般管理費等 × 0.30

3 適用開始時期

平成23年4月1日

最低制限価格の事後公表について

最低制限価格と同額での入札による抽選落札が多発している現状から、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注することが懸念されるため、これらの弊害が生じることのないよう、最低制限価格の事前公表を取り止め、事後公表に変更します。

1 適用開始時期

平成23年4月1日